

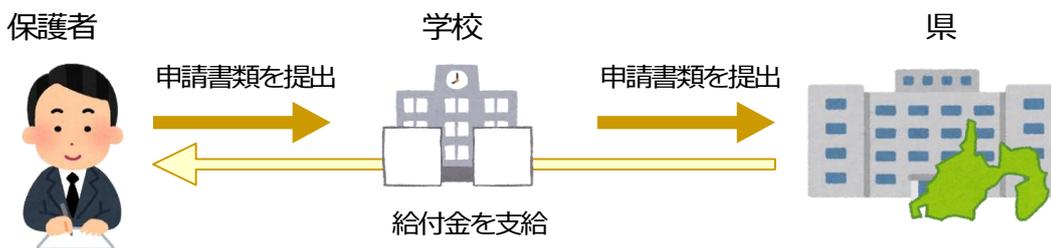
## ★対象者のみ、7月24日（木）までに提出★

### 奨学給付金（通常分）の申請手続きについて

#### （１）奨学給付金制度（通常分）とは・・・

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（「給付対象者」の下欄の※1参照）の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給付 対象者	<p>次の要件をすべて満たす者に給付されます。（令和7年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 保護者等全員の道府県民税<b>所得割</b>及び市町村民税<b>所得割</b>が<b>非課税</b> ※1であること</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学していること</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 保護者等が静岡県内に居住していること ※2</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※3 に在学していること</li> </ul>
	<p>※1 生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合に該当します。また、高等学校等専攻科においては、低所得世帯及び一部の多子世帯も対象となります。</p> <p>※2 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。</p> <p>※3 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。</p>

#### （２）支給額

世帯区分	給付額
	全日・定時
①生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	143,700 円

### (3) 提出期限と提出書類等

- ア. 提出期日 令和7年7月24日(木)
- イ. 提出方法 封筒に入れて事務室へ提出
- ウ. 提出書類

提出する書類	提出する方
① 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書(公立学校用) ※ (様式1は裏表あり)	申請者全員
② 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2) ※ 令和7年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。 ※ 扶助費目の記載のある生活保護受給証明書でも代用できます。	世帯区分①の方
③ 保護者等の課税証明書等【 <u>令和7年度(令和6年分所得)</u> 】	世帯区分 ②の方
④ 扶養誓約書(様式1-2) ※ 生徒が令和7年7月1日時点で成人(18歳)している方。	世帯区分 ②の方

### (4) 留意事項

- ア. 保護者等が課税期日(令和7年1月1日)に海外にいる(いた)ことにより税の申告を行っておらず、課税証明書を提出できない場合は、給付の対象外となります。
- イ. 在学状況や家族構成等は、令和7年7月1日現在の状況で判断します。
- ウ. 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を超える場合は、給付の対象外となります。

### (5) 家計急変

生徒の保護者等が自己の責めによらない会社等の倒産、失職又は収入等の減少により、1月以降の年間収入見込が道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当の所得水準まで減少すると見込まれる場合に給付される奨学給付金(家計急変分)の制度もありますので申請希望者は事務室へ御相談ください。

### (6) その他

御不明な点につきましては、事務室(電話番号:(054)-334-0431)へお問い合わせください。



**【対象となる世帯等について】**

(1) 基準日（令和7年7月1日）現在の保護者等の収入等の状況が、次のいずれかに該当する場合に申請することができます。該当するいずれかの□に✓点を記入してください。

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しています。  
【添付書類】生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）  
※生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況がわかる証明書等にて代用を「可」とする。  
→該当の場合、(2)以降の記載は不要です。
- 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。
- <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円未満の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。  
※道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯は除く。
- <専攻科のみ>生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上の世帯であり、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。  
【添付書類】扶養親族申告書（様式1-4）

(2) ①から⑤までの該当する項目の□に✓点を記入してください。  
(次の者の課税証明書等を提出します。)

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ※下記3つのうち、該当する項目の□に✓点を記入 <input type="checkbox"/> 親権者のうち1人が無職・無収入（令和6年（1月～12月）給与等の収入がなかった者）であり、控除対象配偶者となっている場合 <input type="checkbox"/> 離婚・死別等により親権者が1名の場合 <input type="checkbox"/> 家庭の事情等によりやむを得ず、親権者のうち1人の課税証明書類を提出できない場合等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者がおらず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、その全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者でない場合
⑥	<input type="checkbox"/>	高校生等本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者でない場合、 ・成人に達している場合 ・未成年であるが道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ている場合 等

記載された方の課税証明書等を提出してください

所得に関する書類を添付する者の氏名及び高校生等との続柄を記入してください。

氏名	高校生等との続柄	氏名	高校生等との続柄
清水 晏太	父	清水 里香	母

※専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下同様）。

(3) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

<input type="checkbox"/>	所得確認の対象の高校生等本人（(3)の⑤に該当する場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

イ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【対象となる世帯等について】の欄は、高等学校等専攻科以外の場合、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は、保護者等全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等をいいます。

ロ 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他高校生等の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「【対象となる世帯等について】（2）⑤又は⑥」に該当するときは、高校生等本人又は主として高校生等の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として高校生等の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【対象となる世帯等について】の欄は、高等学校等専攻科の場合、次によって記入してください。

イ 生計維持者とは、

① 生徒に父母がいる場合

当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）

② 生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合  
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。

（1） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

（2） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者

（3） 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

（4） そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ ①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

- ハ ②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。  
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（扶養誓約書）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- ホ （専攻科の場合）生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は当該生計維持者に係る扶養親族申告書を課税証明書等とともに添付してください。

### 留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生業扶助受給状況のほか、認定者が正確な認定に必要と判断する事項については、認定事務の過程において公的機関等に確認を行う場合があります。
- 同一の高校生等が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部又は全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日現在の内容を正しく記入して下さい。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和 年 月 日

## 扶 養 誓 約 書

静岡県教育委員会 様

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、□にレ印及び必要事項を記入してください。

□この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

①被扶養者氏名	
①被扶養者との続柄（注）	
②被扶養者氏名	
②被扶養者との続柄（注）	
③被扶養者氏名	
③被扶養者との続柄（注）	

（注）扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

様式 2

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による生業扶助  
（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 月 日

市福祉事務所長 印

次の世帯が、令和 7 年 7 月 1 日現在、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 3 6 条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的			
備考			

# 記入例

様式 2

※従来の「生活保護受給証明書」により、「生業扶助の措置状況」が確認できる場合は、代用を「可」とする。

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助  
（高等学校等就学費）受給証明書

令和 年 7 月 ● 日

静岡 市福祉事務所長 印

次の世帯が、令和7年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名 <b>清水 太郎</b>	住所 <b>静岡市清水区折戸●●××</b>		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
<b>清水 太郎</b>	<b>本人</b>	<b>昭和 50 年 9 月 9 日生</b>	令和 <b>2</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日
<b>清水 次郎</b>	<b>長男</b>	<b>平成 17 年 5 月 5 日生</b>	令和 <b>2</b> 年 <b>6</b> 月 <b>1</b> 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的 <b>高校生等奨学給付金の受給手続きのため</b>			
備考			